

# 重 要

令和3年9月吉日

グレースィアシティ川崎大師河原  
ご入居者各位

川崎市教育委員会

## 東門前小学校への指定変更可能地域の設定について（お知らせ）

日頃から川崎市の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、貴マンションにお住まいの児童の通学区域につきまして、現在、大師小学校を指定しておりますが、**地域や保護者の方から児童の通学の安全等を踏まえ、東門前小学校への就学希望の声が寄せられて**おり、教育委員会としては、**地域や保護者の声、また学校規模等を総合的に勘案し、貴マンションを新たに東門前小学校への指定変更可能地域として設定**することとしました。

現在、関係町内会・自治会やPTAへも今回お示した案について順次説明を行っており、詳細につきましては、後日、ポスティングにてお知らせいたします。

### ★「指定変更可能地域」とは

川崎市では各学校に通学区域を定めており、原則としてお住まいの住所を通学区域とする学校に通うこととなりますが、**「指定変更可能地域」を設定することで、大師支所での手続により指定校（大師小学校）以外の学校（東門前小学校）にも通うことができる**ようになります。

※中学校の指定校（大師中学校）に変更はありません。

※令和4年4月に新入学児童がいるご家庭で、東門前小学校への就学を希望する場合には、令和4年1月に送付予定の「入学期日・学校指定通知」を受領後、大師支所で手続を行っていただきます。

※現在、大師小学校に通学し、引き続き大師小学校に通学する場合は、現状のまま変更はありません。

※現在、大師小学校に通学し、次年度、東門前小学校への通学を希望される場合は、大師支所で手続を行うことにより、通学先を東門前小学校へ変更することが可能です。詳しくは、大師小学校へお問い合わせください。

### 【問合せ先】

（通学区域に関すること）

教育委員会事務局教育政策室 武田担当

電話 044-200-3268

（通学先の変更に関すること）

大師小学校 電話 044-288-2392